

平成23年3月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

東北地方太平洋沖地震等に伴う障害者（児）への相談支援の実施等について

今般の東北地方太平洋沖地震等の対応につきましては、必要な支援の確保等、障害者（児）の支援に各種ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の地震発生等により避難所等に避難している障害者（児）について、必要な支援を行うための積極的な状況把握とそれに基づく適切な障害福祉サービスの提供が急務となっております。

避難所等における障害福祉サービスの提供については、本日、別途発出した「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援自立支援振興室ほか事務連絡）により、弾力的に対応できることとしていますが、避難所等で生活する障害者（児）を必要なサービスに繋げるためには、相談支援の果たすべき役割が重要です。

つきましては、障害者（児）の状況把握やケアマネジメント等の支援を行う相談支援事業の取扱いについて、下記のとおりとしますので、障害者（児）の適切な支援にご尽力いただきますようお願い申し上げますとともに、管内市区町村や関係事業者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 障害者（児）の安否確認と適切な支援の実施について

被災地等においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供に繋げることが重要である。

とりわけ、施設等から避難し、避難所等で生活する障害者（児）については、相談支援事業者と障害福祉サービス事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供に繋がるよう配慮をお願いします。

2. サービス利用計画作成費等の活用について

避難所等で生活する障害者（児）への相談支援の実施に当たっては、以下の制度を活用しつつ、必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置に繋げるようお願いする。

(1) サービス利用計画作成費について

避難所等における障害者（児）については、障害者自立支援法施行規則第32条の2第1号に規定する「障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者」に該当する。

このため、当該障害者（児）が支給決定を受けて障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用計画作成やその実施状況の把握（モニタリング）については、サービス利用計画作成費の支給対象となる。

(2) 相談支援充実・強化事業について

市町村が相談支援事業者と連携して避難所等における障害者（児）への訪問による状況把握を行う場合については、障害者自立支援対策臨時特例交付金の「相談支援充実・強化事業」の補助対象とするとともに、当該支援に係る補助単価（平成20～23年度までの間で1市町村当たり170万円）については、都道府県の判断により必要に応じた額として差し支えない。

3. 運営基準等の柔軟な取扱い

指定相談支援の事業の基準（障害者自立支援法第45条）については、今般の震災に係る被災状況やその広範にわたる影響に鑑み、被災地（災害救助法の適用を受けた市区町村）、計画停電対象地域、原発事故による避難区域・屋内待避圏内、及び被災地外であって避難者（原発事故を含む）の受入を行っている地域の事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取扱うこと。

例えば、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第15条第12号に定めるサービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、被災地等において、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもつて行うことを可能とするとともに、同条第9号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えない。

また、特定事業所加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き加算することが可能である。

4. 利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

利用者が遠隔地等へ避難する場合には、被災地と避難先の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等が利用者の情報を共有するなど、円滑に利用者が引き継がれるように配慮すること。

サービス利用計画作成の対象者に係る規定

○障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条 市町村は、支給決定障害者等であって、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。

○障害者自立支援法施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

(法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等)

第三十二条の二 法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等は、障害福祉サービス(重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く。次条において同じ。)を利用する支給決定障害者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- 二 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- 三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

○サービス利用計画作成費の支給対象となる支給決定障害者等について
(平成 20 年 1 月 31 日障障発第 0131001 号 各都道府県障害保健福祉主管部
(局)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

標記については、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 32 条第 1 項に基づく、障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「規則」という。)第 32 条の 2 において規定されているところであるが、当該条項の解釈は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用について遺憾のないようにされたい。

記

1 規則第 32 条の 2 第 1 号について

規則第 32 条の 2 第 1 号に規定する「障害者支援施設からの退所等」とは、障害者支援施設からの退所のほか、共同生活介護又は共同生活援助からの退居、精神科病院からの退院等、地域生活への移行に当たり住環境や生活環境が大きく変わる場合、家族の入院、死亡又は弟妹の出生等による家庭環境の変化やライフステージの変化(乳幼児期から学齢期への移行や学齢期から就労への移行等)により生活環境が大きく変わる場合等が含まれるものであること。

2 規則第 32 条の 2 第 2 号について

規則第 32 条の 2 第 2 号に規定する「同居している家族等の障害、疾病等」とは、家族等の障害・疾病のほか、家族が高齢(要介護状態等)である場合、家族による放置、無理解、無関心等により家族等による援助を受けることが困難である場合等が含まれるものであること。